

(特定歴史公文書等の保存及び利用の状況)

## 平成 29 年度における特定歴史公文書等の保存及び利用の状況について

### I 対象施設

公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号。以下「公文書管理法」という。）第 2 条第 3 項各号及び公文書等の管理に関する法律施行令（平成 22 年政令第 250 号。以下「公文書管理法施行令」という。）第 2 条第 1 項各号に規定する「国立公文書館等」（16 施設）

\*\*\*\*\*

- 公文書管理法第 2 条第 3 項第 1 号  
独立行政法人国立公文書館の設置する公文書館（以下単に「国立公文書館」という。）
  
- 公文書管理法第 2 条第 3 項第 2 号  
行政機関の施設及び独立行政法人等の施設であって、前号に掲げる施設に類する機能を有するものとして政令で定めるもの  
(公文書管理法施行令第 2 条第 1 項)
  - 第 1 号 宮内庁の施設であって、法第 15 条から第 27 条までの規定による特定歴史公文書等の管理を行う施設として宮内庁長官が指定したもの  
宮内庁書陵部図書課宮内公文書館（以下「宮内公文書館」という。）
  
  - 第 2 号 外務省の施設であって、法第 15 条から第 27 条までの規定による特定歴史公文書等の管理を行う施設として外務大臣が指定したもの  
外務省大臣官房総務課外交史料館（以下「外交史料館」という。）
  
  - 第 3 号 独立行政法人等の施設であって、法第 15 条から第 27 条までの規定による特定歴史公文書等の適切な管理を行うために必要な設備及び体制が整備されていることにより法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる施設に類する機能を有するものとして内閣総理大臣が指定したもの  
国立大学法人北海道大学大学文書館公文書室（以下「北海道大学」という。）  
国立大学法人東北大学学術資源研究公開センター史料館公文書室（以下「東北大学」という。）  
国立大学法人筑波大学アーカイブズ（以下「筑波大学」という。）  
国立大学法人東京大学文書館（以下「東京大学」という。）  
国立大学法人東京外国語大学文書館（以下「東京外国語大学」という。）  
国立大学法人東京工業大学博物館資料館部門公文書室（以下「東京工業大学」という。）  
国立大学法人名古屋大学大学文書資料室（以下「名古屋大学」という。）  
国立大学法人京都大学大学文書館（以下「京都大学」という。）  
国立大学法人大阪大学アーカイブズ（以下「大阪大学」という。）  
国立大学法人神戸大学附属図書館大学文書史料室（以下「神戸大学」という。）  
(注) 平成 30 年 4 月 1 日付で、「国立大学法人神戸大学大学文書史料室」に名称変更  
国立大学法人広島大学文書館（以下「広島大学」という。）  
国立大学法人九州大学大学文書館（以下「九州大学」という。）  
日本銀行金融研究所アーカイブ（以下「日銀アーカイブ」という。）

\*\*\*\*\*

## II 対象期間

平成 29 年度（平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで）  
時点を問うものは、平成 30 年 3 月 31 日現在の状況

## III 報告の概要

公文書管理法は、行政文書等の適正な管理、歴史資料として重要な公文書その他の文書（以下「歴史公文書等」という。）の適切な保存及び利用等を図り、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務を全うされるようにするため、公文書等のライフサイクルに沿った基本的な管理のルールを定めている。

このうち、歴史公文書等の適切な保存及び利用等に係るルールとして、国立公文書館等においては、歴史公文書等について、

- ① 行政機関からの移管（第 8 条第 1 項）
- ② 独立行政法人等からの移管（第 11 条第 4 項）
- ③ 国の機関（行政機関を除く。）からの移管（第 14 条第 4 項）
- ④ 法人その他の団体（国及び独立行政法人等を除く。）又は個人からの寄贈又は寄託（第 2 条第 7 項第 4 号）による受入れを行い、「特定歴史公文書等」として永久に保存するとともに、国民から利用の請求があった場合には、これを利用させなければならないこと等が規定されている。

### 1 保存の状況

#### (1) 特定歴史公文書等の所蔵件数及び目録の記載状況

国立公文書館等の長は、受け入れた特定歴史公文書等について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で、永久に保存しなければならないとされている（公文書管理法第 15 条第 1 項及び第 2 項）。

また、「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン」（平成 23 年 4 月 1 日内閣総理大臣決定。以下「特定歴史公文書等ガイドライン」という。なお、特定歴史公文書等ガイドラインは、平成 30 年 5 月 18 日に改正されたが、本調査で用いている同ガイドラインは、調査対象期間に施行されていたものをいう。）では、文書の受入後は、くん蒸、ウイルスチェック（検疫）、媒体変換、綴じ直しや皺伸ばしといった簡単な修復等の措置を施した上で、識別番号の付与、利用制限事由の該当性の事前審査を行い、分類・名称等を記載した目録を作成した上で、原則として受入れから 1 年以内に排架することとされている（第 B 章第 1 節 B-1（留意事項））。

平成30年3月31日現在、国立公文書館等において所蔵されている特定歴史公文書等は、表1のとおり、合計で1,959,928件である。このうち、1,929,771件(98.5%)は既に目録に記載され排架されており、その媒体の種別をみると、「文書又は図画」が1,921,024件(99.5%)と大多数を占めており、「電磁的記録」は7,970件(0.4%)となっている。

平成28年度と比べると、総所蔵数が56,979件(対前年度比3.0%)の増加、目録に記載され排架されているものが48,955件(対前年度比2.6%)の増加となり、媒体別では「文書又は図画」が48,563件(対前年度比2.6%)の増加となっている。(平成29年度中に新たに目録公開した主な特定歴史公文書等については、別添資料1を参照)

なお、国立公文書館等において所蔵されているもののうち、目録に記載されていないものが30,157件(1.5%)ある。このうち、25,406件はその多くが、平成29年度の下半期に移管されたものであって、平成30年3月31日現在では、受入れからまだ1年を経過しておらず、保存のために必要な措置等を行っているところである。また、残りのものについては、分類・整理や目録の作成に時間を要していることなどから、目録に記載されていないものである。

表1 所蔵件数及び目録の記載状況

(単位：件)

施設名	特定歴史公文書等の総所蔵件数						目録未記載の件数	
		目録に記載された件数	媒体の種別				うち平成29年度移管受入れ	
			文書又は図画	電磁的記録	その他			
国立公文書館	1,456,316	1,439,837	1,437,375	2,279	183	16,479	16,479	
宮内公文書館	91,098	91,098	91,098	0	0	0	0	
外交史料館	99,780	99,780	99,780	0	0	0	0	
北海道大学	1,121	1,091	1,091	0	0	30	30	
東北大学	8,492	8,492	8,455	37	0	0	0	
筑波大学	3,307	2,688	2,660	0	28	619	619	
東京大学	7,835	5,811	5,762	44	5	2,024	490	
東京外国語大学	5,427	5,427	5,427	0	0	0	0	
東京工業大学	122	79	79	0	0	43	43	
名古屋大学	30,380	30,380	30,229	97	54	0	0	
京都大学	66,313	59,618	59,618	0	0	6,695	3,478	
大阪大学	6,496	3,967	3,953	14	0	2,529	2,529	
神戸大学	50,315	50,072	48,216	1,454	402	243	243	
広島大学	20,630	20,630	20,111	515	4	0	0	
九州大学	12,871	11,376	11,275	0	101	1,495	1,495	
日銀アーカイブ	99,425	99,425	95,895	3,530	0	0	0	
平成29年度合計	1,959,928	1,929,771	1,921,024	7,970	777	30,157	25,406	
総所蔵件数に占める割合	100.0%	98.5%	—	—	—	1.5%	1.3%	
目録記載件数に占める割合	—	100.0%	99.5%	0.4%	0.0%	—	—	
平成28年度合計	1,902,949	1,880,816	1,872,461	7,623	732	22,133	18,081	
総所蔵件数に占める割合	100.0%	98.8%	—	—	—	1.2%	1.0%	
目録記載件数に占める割合	—	100.0%	99.6%	0.4%	0.0%	—	—	

(注) 1「電磁的記録」はCD、DVD等である。  
2「その他」は写真原板、パネル等である。

## (2) 利用制限区分の状況

国立公文書館等では、特定歴史公文書等ガイドラインに基づき、受け入れた特定歴史公文書等について、利用制限事由の該当性に関する事前審査を行い、利用制限区分を決定した上で、一般の利用に供している。また、利用請求があった場合等には、「要審査」（事前審査が完了しておらず、利用制限事由の該当性の有無の審査が必要なもの）文書等の審査を行い、随時、目録上の利用制限区分の変更を行っている。

表2のとおり、目録に記載された特定歴史公文書等 1,929,771 件のうち、事前審査等を行った結果、「全部利用」（特定歴史公文書等の全てが利用可能なもの）とされているものは 976,393 件（50.6%）、「一部利用」（特定歴史公文書等の一部に利用制限事由が含まれるもの）とされているものは 37,488 件（1.9%）、「全部利用制限」（特定歴史公文書等の全部が利用制限事由に該当するもの）とされているものは 85,617 件（4.4%）であり、合計 1,099,498 件（57.0%）が審査を完了している。また、「要審査」とされているものは 830,273 件（43.0%）となっている。

なお、平成28年度と比べ、審査済みの件数は、17,420 件（対前年度比 1.6%）の増加となっている。

表2 利用制限区分の状況

(単位：件)

施設名	目録に記載された件数（再掲）					
	利用制限区分の別					要審査
	審査済み				(総計)	
全部利用	一部利用	全部利用制限				
国立公文書館	1,439,837	846,931	6,661	81,506	935,098	504,739
宮内公文書館	91,098	40,722	2,052	37	42,811	48,287
外交史料館	99,780	51,704	2,703	0	54,407	45,373
北海道大学	1,091	1,088	0	0	1,088	3
東北大学	8,492	1,322	70	0	1,392	7,100
筑波大学	2,688	742	1,219	0	1,961	727
東京大学	5,811	2,033	47	989	3,069	2,742
東京外国語大学	5,427	208	0	0	208	5,219
東京工業大学	79	7	0	0	7	72
名古屋大学	30,380	866	98	3	967	29,413
京都大学	59,618	2,918	18,355	0	21,273	38,345
大阪大学	3,967	260	4	0	264	3,703
神戸大学	50,072	24,896	5,939	2,675	33,510	16,562
広島大学	20,630	1,470	263	0	1,733	18,897
九州大学	11,376	590	8	407	1,005	10,371
日銀アーカイブ	99,425	636	69	0	705	98,720
平成29年度 合計	1,929,771	976,393	37,488	85,617	1,099,498	830,273
(割合)	100.0%	50.6%	1.9%	4.4%	57.0%	43.0%
平成28年度 合計	1,880,816	963,562	34,337	84,179	1,082,078	798,738
(割合)	100.0%	51.2%	1.8%	4.5%	57.5%	42.5%

(注) 「割合」は、目録に記載された件数に占める割合を表す。

## 2 移管等受入れの状況

平成29年度に国立公文書館等が受け入れた特定歴史公文書等は、表3のとおり、56,137件（総所蔵件数の2.9%）となっている。

その内訳をみると、①行政機関から移管されたものが32,235件(57.4%)、②独立行政法人等から移管されたものが18,385件(32.8%)、③司法機関から移管されたものが2,051件(3.7%)、④民間その他の団体等から寄贈・寄託されたものが3,466件(6.2%)となっており、地方公共団体から寄贈・寄託されたものはなかった。

表3 移管等受入れ件数

(単位：件)

施設名	移管等受入れ件数					
	移管元機関の別					
	行政機関	独立行政法人等	司法機関	地方公共団体	民間その他の団体等	
国立公文書館	32,596	30,519	9	2,051	0	17
宮内公文書館	537	536			0	1
外交史料館	1,180	1,180			0	0
北海道大学	30		30		0	0
東北大学	753		753		0	0
筑波大学	2,804		2,668		0	136
東京大学	490		490		0	0
東京外国語大学	0		0		0	0
東京工業大学	15		15		0	0
名古屋大学	854		695		0	159
京都大学	5,715		3,027		0	2,688
大阪大学	2,529		2,529		0	0
神戸大学	1,525		1,186		0	339
広島大学	1,936		1,936		0	0
九州大学	1,495		1,395		0	100
日銀アーカイブ	3,678		3,652		0	26
平成29年度 合計	56,137	32,235	18,385	2,051	0	3,466
(割合)	100.0%	57.4%	32.8%	3.7%	—	6.2%
平成28年度 合計	62,481	32,134	21,625	1,901	0	6,821
(割合)	100.0%	51.4%	34.6%	3.0%	—	10.9%

(注)1 「割合」は、移管等受入れ件数に占める割合を表す。

2 斜線部分は、制度上、当該移管元機関からの移管が想定されない場合を表す。

3 立法機関については、移管の定めが未締結のため、移管受入れはない。

4 行政機関等からの報告による「行政文書の管理の状況」「法人文書の管理の状況」上の移管数との相違については、行政機関等では行政(法人)文書ファイル管理簿上のファイル数で計上しているのに対し、本表では目録に記載された特定歴史公文書等の単位(識別番号単位)ごとに計上しているためである。

### 3 利用請求及び処理の状況

#### (1) 利用請求件数

国立公文書館等の長は、当該国立公文書館等において保存されている特定歴史公文書等について目録の記載に従い利用の請求があった場合には、利用制限事由に該当する場合を除き、これを利用させなければならないこととされている（公文書管理法第16条第1項）。

平成29年度中に、国立公文書館等になされた利用請求は、表4のとおり、10,894件であり、平成28年度と比べて363件(対前年度比3.2%)の減少となっている。

なお、個人に関する情報が記録されている特定歴史公文書等に対して本人から利用請求があった場合については、公文書管理法第17条に別途の取扱いが規定されており、当該規定による本人請求として取り扱ったものは10,894件のうち4件となっている。

また、これらの利用請求とは別に、特定歴史公文書等に移管した行政機関の長又は独立行政法人等がそれぞれの所掌事務又は業務を遂行するために必要であるとして当該特定歴史公文書等の利用を請求する場合については、公文書管理法第24条に移管元行政機関等による利用の特例が規定されており、当該特例による利用請求が8,824件行われている。

表4 利用請求件数

(単位：件)

施設名	利用請求件数（移管元行政機関等による利用の特例を除く）				（参考）移管元行政機関等による利用の特例の件数	
	うち本人からの利用請求の件数					
年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度
国立公文書館	3,058	5,044	4	5	614	715
宮内公文書館	2,076	2,846	0	0	2,484	2,575
外交史料館	1,596	1,080	0	0	228	253
北海道大学	15	-	0	-	0	-
東北大学	83	84	0	0	15	8
筑波大学	4	-	0	-	1	-
東京大学	672	35	0	0	0	0
東京外国語大学	122	86	0	0	0	0
東京工業大学	0	0	0	0	0	0
名古屋大学	380	87	0	0	81	22
京都大学	1,638	808	0	0	156	43
大阪大学	4	1	0	0	11	21
神戸大学	603	303	0	0	30	27
広島大学	9	2	0	0	46	21
九州大学	501	704	0	0	0	0
日銀アーカイブ	133	177	0	0	5,158	4,080
合計	10,894	11,257	4	5	8,824	7,765

## (2) 利用請求の処理状況

国立公文書館等の長は、利用請求があった特定歴史公文書等について、公文書管理法第16条第1項第1号から第5号までに掲げる利用制限事由に該当するかどうかを審査した上で、利用の可否について決定(利用請求に対する処分。以下「利用決定」という。)を行うこととなる。

表5のとおり、平成29年度になされた利用請求及び前年度に利用請求があったもので処理中であった11,980件に対し、9,937件(82.9%)が利用決定によりその処理を完了(処理済み)しており、平成30年3月31日現在、処理が完了していないもの(処理中)は1,608件(13.5%)となっている。

表5 利用請求の処理状況

(単位：件)

施設名	利用請求件数 (再掲)	H28年度に利用請求 があり、繰り越された もの	利用請求の処理状況		
			処理済み	取下げ	処理中
国立公文書館	3,058	551	2,789	194	626
宮内公文書館	2,076	92	2,023	2	143
外交史料館	1,596	398	928	237	829
北海道大学	15	0	15	0	0
東北大学	83	0	83	0	0
筑波大学	4	0	4	0	0
東京大学	672	0	670	2	0
東京外国語大学	122	0	122	0	0
東京工業大学	0	0	0	0	0
名古屋大学	380	0	380	0	0
京都大学	1,638	0	1,638	0	0
大阪大学	4	0	4	0	0
神戸大学	603	0	603	0	0
広島大学	9	0	9	0	0
九州大学	501	0	501	0	0
日銀アーカイブ	133	45	168	0	10
平成29年度合計	11,980		9,937	435	1,608
(割合)	100.0%		82.9%	3.6%	13.4%
平成28年度合計	12,168		10,541	541	1,086
(割合)	100.0%		86.6%	4.4%	8.9%

(注) 1 「取下げ」は、利用決定前に利用請求者が利用請求を取り下げたことにより、その処理を完了しているものを表す。

2 「割合」は、利用請求件数に占める割合を表す。



#### 4 利用決定の状況

##### (1) 利用決定件数

平成29年度には、表6のとおり、10,224件の利用決定が行われており、その内訳をみると、全部利用決定(全部を利用できる旨の決定)は8,503件(83.2%)、一部利用決定(利用制限情報を除いた部分を利用できる旨の決定)は1,720件(16.8%)、全部利用制限(全部に利用制限情報が含まれており利用できない旨の決定)1件(0.01%)となっている。

また、一部利用決定がなされた1,720件について、利用制限事由の内訳をみると、個人に関する情報(公文書管理法第16条第1項第1号イ及び第2号イ)が1,480件(86.0%)と最も多く、次いで国の安全等に関する情報(同項第1号ハ)243件(14.1%)、法人等に関する情報(同項第1号ロ及び第2号ロ)130件(7.6%)、公共の安全等に関する情報(同項第1号ニ)86件(5.0%)となっている。

表6 利用決定の状況

(単位:件)

施設名	利用決定件数																					
	全部利用決定	一部利用決定											全部利用制限				形式不備					
		利用制限事由(法16条該当性)											利用制限事由(法16条該当性)									
		1号				2号		3号	4号	5号	1号		2号		3号	4号		5号				
イ	ロ	ハ	ニ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	ハ	ニ	イ	ロ	イ	ロ	ハ	ニ					
国立公文書館	2,803	2,434	369	328	38	3	0	5	4	18	8	13	0	0	0	0	0	0	0	0		
宮内公文書館	2,023	1,786	237	234	1	0	15						0	0	2	0	0	0	0	0	0	
外交史料館	1,201	707	494	293	81	240	71						0	0	0	0	0	0	0	0	0	
北海道大学	15	15	0					0	0								0	0			0	
東北大学	83	52	31					31	0								0	0			0	
筑波大学	4	4	0					0	0								0	0			0	
東京大学	670	650	20					20	0								0	0			0	
東京外国語大学	122	122	0					0	0								0	0			0	
東京工業大学	0	0	0					0	0								0	0			0	
名古屋大学	380	347	33					33	0								0	0			0	
京都大学	1,638	1,380	258					258	0								0	0			0	
大阪大学	4	3	1					1	0								0	0			0	
神戸大学	603	360	242					242	0								1	0			0	
広島大学	9	9	0					0	0								0	0			0	
九州大学	501	501	0					0	0								0	0			0	
日銀アーカイブ	168	133	35					35	6								0	0			0	
平成29年度合計	10,224	8,503	1,720	855	120	243	86	625	10	18	8	15	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0
(割合)	100.0%	83.2%	16.8%											0.01%								
平成28年度合計	10,702	9,137	1,565	1,173	183	265	111	227	1	18	6	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(割合)	100.0%	85.4%	14.6%											0.00%								

- (注) 1 利用制限事由欄の数は延べ数である(1文書に複数の利用制限事由が含まれる場合があるため)。  
 2 1件の利用請求に対し複数の利用決定がなされることがあるため、利用決定件数は処理済み件数(表5:9,937件)と必ずしも一致しない。  
 3 「形式不備」とは、目録に記載のない特定歴史公文書等について利用請求をした場合などである。  
 4 「割合」は、利用決定件数に占める割合を表す。  
 5 斜線部は、制度上、当該利用制限事由が適用されないものを表す。

## (2) 利用決定までの期間の状況

特定歴史公文書等ガイドライン（第C章第1節C-6）では、利用決定までの期間について、以下のとおり定められている。

- ① 利用請求があった場合：速やかな利用決定
- ② 利用制限事由の存否確認作業が必要な場合等：30日以内の利用決定
- ③ 事務処理上の困難等の場合：②(30日)に加え30日以内の延長
- ④ 著しく大量の利用請求の場合：相当の部分について60日以内に利用決定し、残りの部分については相当の期間内に利用決定(特例延長)

### ア 利用決定までの期間

平成29年度中になされた利用決定10,224件について、その利用決定までの期間をみると、表7のとおり、即日の2,983件(29.2%)及び30日以内の5,369件(52.5%)を合わせて、8,352件(81.7%)は延長又は特例延長を行わず、利用決定期限を超過することなく利用決定がされている。また、30日以内の延長を行ったものは142件(1.4%)、特例延長を行ったものは1,730件(16.9%)となっている。

表7 利用決定までの期間

(単位:件)

施設名	利用決定件数(再掲)											
			延長をしなかったもの			30日以内の延長			特例延長			
			即日	30日以内	期限超過	期限内	期限超過	期限内	期限超過			
国立公文書館	2,803	2,256	387	1,869	0	21	21	0	526	526	0	
宮内公文書館	2,023	1,887	0	1,887	0	74	74	0	62	62	0	
外交史料館	1,201	53	0	53	0	42	42	0	1,106	1,106	0	
北海道大学	15	15	15	0	0	0	0	0	0	0	0	
東北大学	83	83	49	34	0	0	0	0	0	0	0	
筑波大学	4	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	
東京大学	670	670	1	669	0	0	0	0	0	0	0	
東京外国語大学	122	122	0	122	0	0	0	0	0	0	0	
東京工業大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
名古屋大学	380	380	380	0	0	0	0	0	0	0	0	
京都大学	1,638	1,638	1,638	0	0	0	0	0	0	0	0	
大阪大学	4	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	
神戸大学	603	603	513	90	0	0	0	0	0	0	0	
広島大学	9	9	0	9	0	0	0	0	0	0	0	
九州大学	501	501	0	501	0	0	0	0	0	0	0	
日銀アーカイブ	168	127	0	127	0	5	5	0	36	36	0	
平成29年度合計	10,224	8,352	2,983	5,369	0	142	142	0	1,730	1,730	0	
(割合)	100.0%	81.7%	29.2%	52.5%	0%	1.4%	1.4%	0%	16.9%	16.9%	0%	
平成28年度合計	10,702	9,141	1,709	7,432	0	140	140	0	1,421	1,421	0	
(割合)	100.0%	85.4%	16.0%	69.4%	0%	1.3%	1.3%	0%	13.3%	13.3%	0%	

(注) 「割合」は、利用決定件数に占める割合を表す。

## イ 30日以内の延長をした理由

特定歴史公文書等ガイドラインでは、事務処理上の困難その他の正当な理由があるときは、利用決定する期限を30日以内に限り延長することができる（第C章第1節C-6(3)）。

平成29年度に30日以内の延長を行った142件について、その適用理由をみると、表8のとおり、個人に関する情報等の利用制限情報が多数含まれていること等により審査が困難で時間を要したものが138件（97.2%）、利用請求の対象となった文書が大量であることにより審査に時間を要したものが4件（2.8%）であった。

表8 30日以内の延長をした理由

(単位：件)

施設名	30日以内の延長を行った件数(再掲)					
		審査困難	対象文書が大量	第三者からの意見書提出に時間を要した	複製物の作成に時間を要した	その他の理由
国立公文書館	21	21	0	0	0	0
宮内公文書館	74	74	0	0	0	0
外交史料館	42	42	0	0	0	0
北海道大学	0	0	0	0	0	0
東北大学	0	0	0	0	0	0
筑波大学	0	0	0	0	0	0
東京大学	0	0	0	0	0	0
東京外国語大学	0	0	0	0	0	0
東京工業大学	0	0	0	0	0	0
名古屋大学	0	0	0	0	0	0
京都大学	0	0	0	0	0	0
大阪大学	0	0	0	0	0	0
神戸大学	0	0	0	0	0	0
広島大学	0	0	0	0	0	0
九州大学	0	0	0	0	0	0
日銀アーカイブ	5	1	4	0	0	0
平成29年度合計	142	138	4	0	0	0
(割合)	100.0%	97.2%	2.8%	0.0%	0.0%	0.0%
平成28年度合計	140	69	62	0	2	7
(割合)	100.0%	49.3%	44.3%	0.0%	1.4%	5.0%

(注) 1 1件の延長を行った理由が複数ある場合があるため、各理由別件数の合計は、延長件数(合計)とは必ずしも一致しない。

2 「割合」は、30日以内の延長をした件数に占める割合を表す。

## ウ 特例延長の処理状況

特定歴史公文書等ガイドラインでは、利用請求に係る特定歴史公文書等が著しく大量で、利用請求があった日から60日以内にそのすべてについて利用決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合、60日以内に相当の部分につき利用決定をし、残りの部分については相当の期間内に利用決定することができるとしている(第C章第1節C-6(4))。

上記の特例延長を適用して行われた利用決定は1,730件あり、その利用決定までの処理状況をみると、表9のとおり、499件(28.8%)については利用請求から60日以内に利用決定がなされ、利用決定が61日から90日以内に行われたものが144件(8.3%)、91日から半年以内が342件(19.8%)、半年超から1年以内が623件(36.0%)となっており、1年を超えたものが122件(7.1%)という状況であった。

なお、特例延長を適用した事案は平成28年度と比較すると若干増加しているが、その内訳をみると、同一の請求者から同時に複数の利用請求があり、1件当たりの文書量は少量であるが全体として著しく大量となる場合、それらを順次処理するために複数文書全体を一体として特例延長の対象とする事例、個人の手書きの資料であってその筆跡解読に時間を要する事例等がみられた。

表9 特例延長の処理状況

(単位:件)

施設名	特例延長を行った件数(再掲)					
	利用請求から利用決定までに要した日数					
	60日以内	61日～90日	91日～半年	半年超～1年	1年超	
国立公文書館	526	109	41	109	156	111
宮内公文書館	62	52	6	4	0	0
外交史料館	1,106	334	97	225	439	11
北海道大学	0	0	0	0	0	0
東北大学	0	-	-	-	-	-
筑波大学	0	0	0	0	0	0
東京大学	0	-	-	-	-	-
東京外国語大学	0	-	-	-	-	-
東京工業大学	0	-	-	-	-	-
名古屋大学	0	-	-	-	-	-
京都大学	0	-	-	-	-	-
大阪大学	0	-	-	-	-	-
神戸大学	0	-	-	-	-	-
広島大学	0	-	-	-	-	-
九州大学	0	-	-	-	-	-
日銀アーカイブ	36	4	0	4	28	0
平成29年度 合計	1,730	499	144	342	623	122
(割合)	100.0%	28.8%	8.3%	19.8%	36.0%	7.1%
平成28年度 合計	1,421	461	78	360	449	73
(割合)	100.0%	32.4%	5.5%	25.3%	31.6%	5.1%

(注) 「割合」は、特例延長を行った件数(1,730件)に占める割合を表す。